

「いばらきダイバーシティスコアチャレンジ企業」登録募集要項

1. 事業名

「いばらきダイバーシティスコアチャレンジ企業」登録事業

2. 事業趣旨

人口減少やグローバル化などの急速な変化の中、イノベーションの創出によって社会の課題を解決するためにも、企業等における D&I 推進の取り組みは欠かすことができない視点の一つです。令和 3 年に県が始めた「いばらきダイバーシティ宣言」への登録も徐々に増え、D&I 推進に取り組む企業等も増加傾向にあります。その広まりは限定的といえます。

本事業では、企業等における D&I 推進の取り組みを更に広めていくため、令和 5 年 2 月に公開した、D&I 推進指標「いばらきダイバーシティスコア」の活用に関する登録制度を開始することといたしました。スコアを活用いただくことで、自社内の取組状況が見える化し、更なる取り組みにつなげることで、登録企業等における D&I の取り組みを他企業等に広めることを目的としております。

御登録いただいた企業等には、「いばらきダイバーシティスコアチャレンジ企業」として登録を証明するデジタルバッジ（シンボルマークの電子データ）の付与を行います。デジタルバッジを、企業等の HP や名刺等で掲示していただくことで、その取り組みを PR することができます。また、県としましても、センターの HP、SNS、広報誌等で企業名や取組内容をご紹介させていただき、D&I 推進の取り組みを積極的に PR してまいります。

3. 募集内容

本募集は、「いばらきダイバーシティスコア」を活用して D&I 推進に取り組む企業等を募集し、要件を満たす企業等を「いばらきダイバーシティスコアチャレンジ企業」として登録、県の HP 等で名称等を公表するものです。

登録企業等に対しては、登録の証として HP や名刺等に掲示するデジタルバッジを付与します。

4. 募集期間

第 1 期：令和 7 年 4 月 7 日（月）～5 月 12 日（月）

第 2 期：令和 7 年 8 月 1 日（金）～9 月 12 日（金）

第 3 期：令和 7 年 12 月（予定）

5. 応募の要件

次の(1)から(6)の要件をすべて満たす企業等が対象となります。

- (1) 「いばらきダイバーシティ宣言」の登録、承認を受けている
- (2) 県内に本店または、支店等の活動拠点がある
- (3) 「いばらきダイバーシテスコア」の該当項目合計数が 30 以上ある
※ 該当項目は、各企業等の管理部門の責任において把握した結果であること
- (4) 登録の証として付与するデジタルバッジを企業等の HP や名刺等に掲示し、広報活用する
- (5) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の労働関係法令に違反する重大な事実が過去 3 か年以内でない
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する者でない

6. 登録申請

【登録関連書類】の「(様式第 1 号) ダイバーシテスコアチャレンジ企業登録申請書」を電子メールで以下の宛先までご提出ください。

- 提出先メールアドレス sankaku@pref.ibaraki.lg.jp
 - 件名「いばらきダイバーシテスコアチャレンジ企業登録申請」
- 書類審査を行った後、登録の可否についてご連絡いたします。審査の過程で追加の資料を求める場合、電話やメールによる情報提供や情報確認を行う場合があります。

7. 申請内容と公表する項目

登録申請時に以下の(1)～(5)の項目をご記入いただきます。*1～*3は県 HP で公表いたします。

ただし、*2の「チェック結果合計」については、非公表にすることも可能です。

詳細は、【登録関連書類】の「入力シート」をご確認下さい。

- (1) 会社概要
名称*1、郵便番号、住所、電話番号、E-mail、ホームページ URL、業種、従業員規模
- (2) いばらきダイバーシテスコア
チェック結果合計*2、各分野の該当項目数、スコアチェック責任者の部署・役職・氏名、主な取組*3
- (3) デジタルバッジの活用予定
予定している活用方法を記載してください。
- (4) 登録要件
「5. 応募の要件」(1)～(6)に該当するか確認をお願いします。
- (5) 担当者連絡先
登録担当者の部署・役職・氏名、電話番号、E-mail

8. デジタルバッジ

以下のデジタルバッジ（シンボルマークの電子データ）を交付いたします。各登録企業において広報活用をお願いします。



9. 登録の有効期間

登録の日から2年間

※ 登録の日から2年が経過する日までの間に、更新の手続きが必要となります。

10. その他

登録有効期間内に該当項目数が増加した場合は、届出により「チェック結果合計」を更新することが可能です。詳細は、別添【実施要領】をご覧ください。